

「上越市フリースクール等利用支援補助金」のお知らせ

上越市では、不登校の状態にある市内児童生徒の学校復帰と自立を支援するため、児童生徒のフリースクール等の利用に係る経費の一部を支援しています。

1 対象となる方

フリースクール等を利用する小学校の児童または中学校の生徒の保護者で、上越市に住所を有し、次のいずれかの世帯に属する人

1. 生活保護法の規定による保護を受けている人(保護が停止されている人を含む。)の属する世帯
2. 保護者及び同一世帯に属する人の当該年度(フリースクール等を利用する日の属する年度。当該利用する日が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の都道府県民税及び市町村民税の所得割の課税額の合計額が50万7,000円未満である世帯

※「フリースクール等」とは、教育委員会が利用を適当と認める施設であって、児童または生徒が通学する小学校または中学校の校長が、この施設において行われる指導内容を考慮し、施設の利用をもって通学する学校での出席扱いとすることができるものをいいます。

2 補助金の交付の対象となる経費

利用開始時の経費

- ・入学費(フリースクール等の利用開始に係る経費)
- ・入寮費(フリースクール等の寮の利用開始に係る経費)

毎月の経費

- ・学習費(フリースクール等の利用に係る経費)
- ・寮費(フリースクール等の寮の利用に係る経費)

3 補助金額

補助金の額は、対象経費ごとに保護者が負担した額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、次の表に定める額を限度とします。

区分		限度額		
		単位	児童(小学生の保護者)	生徒(中学生の保護者)
利用開始時負担経費	入学費	1回	75,000円	100,000円
	入寮費	1回	50,000円	50,000円
毎月負担経費	学習費	月額	20,000円	22,500円
	寮費	月額	7,500円	7,500円
	食費	月額	17,500円	20,000円
体験利用費	—	日額	3,000円	3,000円

(例)

月額 13,000 円の学習費を 4 月から 10 月まで 7 か月負担する場合

補助金額: $13,000 \text{ 円} \times 7 \text{ か月} \times 1/2 = 45,500 \text{ 円} \rightarrow \underline{45,000 \text{ 円}}$ (千円未満切り捨て)

4 申請の流れ

1. 上越市フリースクール等利用支援補助金申請書(第 1 号様式、第 2 号様式)の提出

フリースクール等の利用が決定しましたら、「上越市フリースクール等利用支援補助金申請書(第 1 号様式)」及び「上越市フリースクール等利用支援補助金の交付の申請について(副申)(第 2 号様式)」を提出してください。

※原則として、交付決定日以降の負担経費が対象となります。

※第 2 号様式は通学している学校長の証明が必要です。

※申請する年(1 月～8 月に申請される方は申請する前年)の 1 月 1 日現在の住所が上越市以外の市町村にあった方等は、当市で課税情報を確認することができないため、申請書の「個人情報の取扱いに関する同意について」に関わらず「市・県民税所得・課税証明書」の提出が必要です。課税されている市町村から取り寄せ、添付してください。

2. 交付決定(却下)通知書の送付

提出された申請書に基づき、交付の可否を審査し、交付決定(却下)通知書を申請者宛に送付します。

3. 上越市フリースクール等利用実績報告書(第 5 号様式)の提出

フリースクール等の利用が終了しましたら、「上越市フリースクール等利用実績報告書(第 5 号様式)」及びフリースクール等が作成する利用実績が分かる資料を提出してください。

※利用実績の確認のため、追加で書類の提出を依頼する場合があります。

4. 補助金交付確定通知書の送付及び補助金の振込み

実績報告書に基づき、補助金額を確定し、通知を送付するとともに、申請書に記載された口座に補助金を振り込みます。

5 その他

実績により毎月の利用料金が変わるフリースクール等については、学期ごとに(1 学期・2 学期・3 学期)申請が必要な場合があります。

6 問い合わせ・提出先

上越市教育委員会 教育総務課 企画係 (電話:025-545-9262)

〒942-8563 上越市下門前 1770 番地



上越市フリースクール等利用支援補助金 HP
申請書の様式はこちら